

令和6年度

## 東自動車営業所煙突閉塞業務 設計書

---

令和6年6月

札幌市建設局土木部 道路維持課

# 業務委託内容説明書

1 業務名	東自動車営業所煙突閉塞業務		
2 履行期間	契約書に示す着手の日から 令和6年8月30日 まで		
3 総委託料	金		円也
業務委託料	金		円也
取引に係る消費税および 地方消費税の額	金		円也

## 業務概要

### I. 業務概要

1 業務名称	東自動車営業所煙突閉塞業務
2 業務場所	札幌市東区東苗穂2条2丁目
3 業務期間	着手の日から8月30日 まで
4 業務内容	建物煙突の頂部及び下部点検口の閉塞等

### II. 対象建物概要

1 用途	事務所
2 用途地域等	準工業地域
3 敷地面積	25,173.31 m <sup>2</sup>
4 構造/階数	RC造・2階建

内訳書

東自動車営業所煙突閉塞業務						
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
養生	合板	65.00	m <sup>2</sup>			再利用品使用可 運搬・揚重・敷設・撤去含む
整理清掃後片付け	屋上煙突廻り・1階灰出口廻り 5㎡程度想定	1	式			
足場損料	掛日数 2日想定	1	式			仮設材運搬・揚重含
災害防止	ネット状養生シート張り 安全手すり含む	1	式			
煙突トップ塞ぎ	ステンレス製 SUS-304 PL-3.0t 2B 470φ	1.00	か所			材工・取付共 シーリング共
灰出口塞ぎ	ステンレス製 SUS-304 PL-2.0t 2B 456×456 一部切欠	1.00	か所			材工・取付共 シーリング共 掛金物撤去含む
	計					
	諸経費	1	式			交通誘導員含
	計					
	業務金額 (再計)					
	消費税等相当額					
	委託費					

## 特記仕様書

### 01 適用基準類

- ・建築工事標準詳細図【国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(令和4年版)】
- ・工事写真撮影ガイドブック(建築工事編及び解体工事編)【国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(令和5年版)】

※(参考資料) 建築改修工事監理指針 上巻・下巻【国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(令和4年版)】

※(参考資料) 建築工事監理指針 上巻・下巻【国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(令和4年版)】

### 02 履行条件(1.3.5)

- ・履行時間：施設運営上、制約される場合があるので担当職員と協議のこと
- ・履行順序：業務計画書に基づき担当職員と協議のこと
- ・車両駐車場：担当職員と協議のこと
- ・その他履行条件：図示

### 03 公共建築物の環境配慮

業務の履行に当たっては、札幌市の「環境方針」「札幌市公共建築物環境配慮ガイドライン」の意図を理解し、環境に配慮した施工に努める。

### 04 技能士

技能士の適用は以下とする。ただし、作業が軽易な場合は担当職員の承諾を受けて省略することができる。

- ・種目 仮設工事 技能検定職種 とび

### 05 火災保険等

付保する保険：業務の内容により、火災保険、建設工事保険、組立保険等の一以上の保険を付す。

### 06 法定外の労災

(1)受託者は、本業務に従事する者の業務上の負傷等に対する保険の付保補償に必要な金額を担保するため、法定外の労災保険を付す。

### 07 公衆災害の防止及び安全管理

受託者は業務にあたって安全施工を図り公衆災害を防止するため、「建築工事安全施工技術指針」及び「建設工事公衆災害防止対策要綱」を遵守しなければならない。また、有害ガス又は引火性ガスの発生の恐れある場合は、安全を確認し作業を行う。

### 08 交通安全及び 公害対策

(1)資材等の輸送に当たっては、踏切、スクールゾーン等、車両が人命等に影響を及ぼす区間が輸送路になる場合、または埃、振動、騒音等の害をおよぼす区間が輸送路になる場合は、必要に応じて地域住民及び関係機関等の連絡を密にして交通安全の確保、公害等の対策に万全を期さねばならない。

(2)業務期間中は、交通誘導警備員を以下の条件に沿って配置し、現場内における安全確保に努めなければならない。なお、必要となる交通誘導警備員の人数は、作業形態に応じた配置計画等とともに、あらかじめ担当職員と協議すること。

【配置条件】※ 図示による

### 09 法令等の遵守

法令等を遵守し、必要となる法令等を把握したうえで、その一覧(適用法令・要領・要綱・指針・基準・届出時期等)を作成し、業務計画書に明示する。

### 10 苦情の対応処

業務における苦情への対応及び報告書について、業務計画書に明示すること。

また、担当職員にその都度報告し、指示を受ける。(1.3.7)

## 11 業務履行写真

- (1) 写真の撮影及び整理については、「営繕工事写真撮影要領(令和5年版)」による。ただし、提出部数及び形式については担当職員と協議する。 (1.2.4)
- (2) デジタル写真の黒板情報電子化を行う場合は、事前に監督員の承諾を得ることとし、「デジタル工事写真の黒板情報電子化について」(令和5年3月1日付 国営建技第14号)に基づき実施する。
- (3) 写真の提出部数  
電子媒体 1部 写真の仕様は、担当職員と協議する。
- (4) 受託者は著作物等(写真等)の利用を委託者に許諾する。

## 12 足場その他

- ・外部足場：法令順守のうえ、受託者より提案すること(・枠組 ・くさび緊結式 ・単管 等)
- ・危険防止： ・金網張 ・金網式養生柵 ○ネット状養生シート (※I類 ・II類)
- ・材料、撤去材料等の運搬方法 (表 2.2.1)
- ・A種(二本構りト) ○B種(トラックレン等)

## 13 既存部分の養生 ○既存養生方法(※ビニールシート、○合板類) (2.3.1)

14 用水 構内既存の施設 ※利用できない ○利用できる( ※有償 ○無償)

15 電力 構内既存の施設 ※利用できない ○利用できる( ※有償 ○無償)

## 16 金属製品

記載のない事項は、図示によるほか、製造所の仕様による。

ステンレス材の表面処理 (○HL仕上 ○2B)

## 17 シーリング

シーリング材は JIS A5758 より、有効期限を過ぎたものは使用しない

材料、目地寸法 (3.7.2)(3.7.3)(表 3.7.1)

変成シリコン系 2成分形

# 業務仕様書

## 第1節 一般事項

### 1. 1 適用

- (a) 本仕様書は、東自動車営業所煙突閉塞業務に適用する。
- (b) 本仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、受託者の責任において履行すべきものとする。
- (c) すべての契約図書は、相互に補完するものとする。ただし、契約図書間に相違がある場合の優先順位は、次の順番とする。
  - (1) 契約書
  - (2) 特記仕様書
  - (3) 仕様書
- (d) 受託者は、前項の規定によりがたい場合又は仕様書に明示のない場合もしくは疑義を生じた場合には、担当職員と協議するものとする。

### 1. 2 用語の定義

仕様書において用いる用語の定義は、次による。

- (1) 「担当職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受託者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、当該業務の監督を行うことを委託者が指名した者をいう。
- (2) 「施設管理者」とは、施設の管理又は運営に携わる者をいう。
- (3) 「受託者等」とは、当該業務契約の受託者又は契約書の規定により定めた受託者側の業務責任者をいう。
- (4) 「業務責任者」とは、業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために担当職員及び施設管理者との連絡調整を行う者で、受託者側の責任者をいう。
- (5) 「業務担当者」とは、業務責任者の指揮により業務を実施するもので、受託者側の担当者をいう。
- (6) 「担当職員の承諾」とは、受託者等が担当職員に対し書面で申し出た事項について、担当職員が書面をもって了解することをいう。
- (7) 「担当職員の指示」とは、担当職員が受託者等に対し業務の実施上必要な事項を、書面若しくは口頭によって示すことをいう。
- (8) 「担当職員と協議」とは、協議事項について、担当職員と受託者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。
- (9) 「担当職員の立会い」とは、業務の実施上必要な指示、承諾、協議及び検査を行うため、担当職員がその場に臨むことをいう。
- (10) 「業務の検査」とは、契約書に規定するすべての業務の完了を確認するために、委託者が指定した者が行う検査をいう。

### 1. 3 受託者の負担の範囲

- (a) 業務の実施に必要な施設の電気、ガス、水道等の使用にかかる費用は、特記がある場合を除き受託者の負担とする。
- (b) 業務の実施に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受託者の負担とする。
- (c) 業務の実施に必要な消耗品等は、受託者の負担とする。

### 1. 4 関係法令等の遵守

業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を十分に理解するとともに遵守し、業務の円滑な遂行を

図る。

## 第2節 業務の実施

### 2. 1 業務着手

受託者は、契約書に定める日から業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは、業務責任者が業務の実施のため担当職員との打合せを開始することをいう。

### 2. 2 提出書類

- (a) 受託者は、契約締結後速やかに業務着手届と業務責任者通知書（経歴及び資格に関する書類を含む）を、契約締結後5日以内に業務日程表を、担当職員を経て委託者に提出しなければならない。
- (b) 受託者が委託者に提出する書類の様式及び部数は、担当職員の指示によるものとする。

### 2. 3 業務計画書

- (a) 受託者は、契約締結後14日以内に業務計画書を作成し、担当職員に提出しなければならない。
- (b) 業務計画書には、次の事項を記載するものとする。
  - (1) 業務の実施体制（業務責任者、業務担当者等）
  - (2) 業務工程計画
- (c) 受託者は業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にした上、その都度担当職員に変更業務計画書を提出しなければならない。

ただし、軽易な変更等で予め担当職員の承諾を得たものは、変更業務計画書の提出は必要ないものとする。

### 2. 4 守秘義務

受託者は、契約約款の規定に基づき、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者にもらしてはならない。

### 2. 5 業務の記録

- (a) 受託者は、担当職員と協議した結果について記録を整備する。
- (b) 受託者は、業務の全般的な経過を記載した書面を作成する。
- (c) (a)、(b)の記録について、担当職員より請求された場合は、受託者は担当職員に提出又は提示する。

### 2. 6 業務責任者

- (a) 受託者は、業務責任者を定め担当職員に届け出る。また、業務責任者を変更した場合も同様とする。
- (b) 業務責任者は、業務担当者に作業内容及び担当職員の指示事項等を伝え、その周知徹底を図る。
- (c) 業務責任者は、業務担当者以上の経験、知識及び技能を有する者とし、資格要件は、特記とする。なお、業務責任者は業務担当者を兼ねることができる。

### 2. 7 業務担当者

業務担当者は、業務に必要な知識及び技術を有するものとする。

### 2. 8 施設の訪問等

- (a) 施設を訪問するにあたっては事前に担当職員に通知するとともに施設管理者と連絡を取り日程等の調整を図ること。
- (b) 施設管理者との調整が困難な場合には、担当職員の指示を受けるものとする。
- (c) 訪問時において、施設及び付属の備品、設備、機器類に損傷を与えないように注意しなければならない。なお、損傷等を与えた場合は、受託者の責任と費用負担において原状に復するものとする。

### 2. 9 業務の安全衛生

業務担当者の労働安全衛生に関する労務管理については、業務責任者がその責任者となり、関係法令に従って行う。

### 2. 10 担当職員の立会い

実地で行う施設の診断等、業務の実施に際して担当職員の立会いを求める場合は、予め申し出るものとする。

## 2. 1 1 業務の中間確認

業務着手後、必要に応じて業務の進捗状況を報告するものとする。

## 第3節 業務の検査

### 3. 1 業務の検査

受託者は、契約書に基づき、その支払にかかる請求を行うときは次の書類を提出し、委託者の指定した者が行う業務の検査を受けるものとする。

- (1) 契約書、業務仕様書
- (2) 業務計画書、業務の記録
- (3) その他検査に必要な資料

## 第4節 その他

### 4. 1 服装等

施設の現地確認等の際には、業務責任者及び業務担当者は業務に適した服装及び履物で業務を実施しなければならない。施設を利用する市民その他に不快な印象を与えてはならない。

### 4. 2 留意事項等

施設を利用する市民、職員等の妨げにならないように十分注意するとともに、業務に関係のない場所及び室への出入りは禁止する。

また、原則として火気は使用しない。火気を使用する場合には、施設管理者の承諾を得るものとし、その取扱いに際しては十分注意する。

### 4. 3 グリーン購入法

業務にあたっては「国等による環境物品等の調達推進等に関する法律」に基づく国土交通省「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に則し、該当する品目の検討・採用に努めるものとする。

### 4. 4 個人情報の取り扱い

受託者は、この契約による業務を処理するにあたって、個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報の取り扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

なお、事故報告書など、業務関係者以外の第三者の個人名・住所・連絡先が記載された書類を提出する場合は特記事項による個人情報の取り扱いに該当するため、そのような事象が発生した場合は、特記事項に従って対応すること。

## 【別記】

### 個人情報の取扱いに関する特記事項

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受託者は、本業務を履行するに当たって個人情報を取扱うこととなった場合は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。))、「札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- 3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受託者は、個人情報を取り扱う場所(以下「取扱区域」という。)を定め、書面により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(守秘義務)

第5条 受託者は、業務の履行に伴い直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

- 2 受託者は、その使用する者がこの契約に係る事務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託)

第6条 受託者が、業務のうち、個人情報の取扱いに係る再委託をする場合には、あらかじめ委託者に書面により申請し、委託者から承諾を得なければならない。

- 2 受託者は、前項の申請をする場合には、委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。
  - (1) 再委託先の名称
  - (2) 再委託する理由
  - (3) 再委託して処理する内容
  - (4) 再委託先において取り扱う情報
  - (5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策
  - (6) 再委託先に対する管理及び監督の方法
- 3 委託者が第1項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 委託者が第1項及び第2項の規定により、受託者に対して個人情報の取扱いに係る再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手段及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7条 受託者は、業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第8条 受託者は、業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督を行うこと。

- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第9条 受託者は、業務において利用する個人情報について、業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第10条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報を含む書類等の受渡しを行う場合には、委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第11条 受託者は、業務の終了時に、業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

- 2 受託者は、業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受託者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第12条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱い状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第13条 委託者は、業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

- 2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第14条 受託者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故(個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。)が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわ

らず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 委託者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

#### （契約解除）

第15条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

#### （損害賠償）

第16条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

【様式 1 - 1】

個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

令和 年 月 日

(会社名等) .....

(代表者氏名) .....

工事等名称: .....

個人情報取扱事務について下記のとおり安全管理措置を実施することを申し出ます。

記

1 個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定

貴社の策定した個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順等をご記入ください。併せて、当該規程をご提出ください。

基本方針、規程及び取扱手順等を策定していない場合は、下記の記載欄に「契約書の特記事項を遵守する」旨の宣誓をしてください。下記に当てはまるものの欄にチェックをしてください。

個人情報の取扱いに関する基本方針等を提出  
契約書の特記事項を遵守することを宣誓します

2 個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置

個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者を記入してください。上記1により提出した基本方針等に記載がある場合は不要です。なお、付箋等で該当箇所をご教示願います。

(総括保護管理者) .....

(保護管理者) .....

基本方針等に記載がある(該当する場合は 欄にチェック) .....

3 従業者の指定及び監督

(1) 当該案件に従事する従業者を記載してください。 該当する 欄にチェック

従事者名簿

所 属	役 職	氏 名	秘密保持誓約
			誓約書を徴した

上記名簿が足りない場合は、同様の様式で別途作成し提出してください。

下記3(2)において個人情報秘密保持誓約した場合は、秘密保持誓約欄の 欄にチェックしてください。



【様式 5】

個人情報取扱状況報告書

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

年 月 日

札幌市長

様

住 所  
会社名  
代表者名

個人情報の取扱いに関する特記事項に基づき実施している安全管理対策の実施状況について下記のとおり報告いたします。

記

受託業務名	
受託期間	
対象期間	
安全管理対策の実施状況	
1 当該業務において、標記特記事項に従い、安全管理対策を適切に実施しています。また、個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書（工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用）の提出時点からの変更有無等について、以下のとおり報告いたします。 (1) 従業員の指定等（変更なし・変更あり）  (2) 管理区域の設定及び安全管理措置の実施（変更なし・変更あり）  (3) セキュリティ強化のための管理策（変更なし・変更あり）  (4) 事件・事故における報告連絡体制（変更なし・変更あり） ○（発生した場合）事件・事故の状況：  (5) 情報資産を持ち運ぶ際の保護体制（変更なし・変更あり） ○（実績ある場合）概要：  (6) その他個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書からの変更（なし・あり）	
2 その他特記事項等	